

# 株式会社豊環境開発 協力会会則(案)

平成 26 年 9 月現在



株式  
会社 豊環境開発

# 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、株式会社豊環境開発協力会と称す。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務所を(株)豊環境開発本社内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、株式会社豊環境開発の施工する工事の安全と円滑な推進を図ると共に、会員相互の親睦と共存共栄、相互扶助、技術及び資質の向上を目指し業界の健全なる発展に貢献する。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 3 条を達成するため次の事業を行う。

- 1・労働災害防止施策・会員に対する安全指導教育の実施
- 2・技能士質の向上を図るため必要な事業の実施
- 3・作業現場の保安設備及び作業環境の改善実施
- 4・会員の親睦、相互扶助に関する事業の実施
- 5・その他本会の目的達成に必要な事項

# 第2章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、下記の通り区分する。

- 1・正会員 (株)豊環境開発より選出された協力業者

2・協力会員 正会員以外の協力業者

3・特別会員 (株)豊環境開発より選出された職員

(入 会)

第 6 条 本会正会員に入会を希望する場合は、正会員 2 名以上の推薦を経て  
員会の承認を得、かつ(株)豊環境開発顧問の同意を得るものとする。

第 7 条 正会員を推薦した者は、その会員の入会・退会その他一切の責任を  
負うものとする。

(退会・除名)

第 8 条 正会員が退会する時は、その理由を明記し届け出なければならない。

第 9 条 会員が本会の主旨に反した場合は、役員会の決議を経て顧問の承認  
を受け除名することがある。

第 10 条 正会員は、次に掲げる事由により原則としてその資格を失う。

1・正会員としての基本資格を失ったものと役員会が認めた場合

2・正当な理由なく、会費その他拠出金を 6 ヶ月以上滞納した場合

第 11 条 会員が退会または除名された場合は、即時本会に対する一切の権利  
を失うものとする。

## 第 3 章 役員等

(役 員)

第 12 条 本会に下記の役員を置く。

● 会 長 1 名

● 副会長 2 名以内

- 幹 事            3名以内
  - 会計幹事        1名
  - 監 事            2名以内
- (任 務)

第12条 役員職務は、下記の通りとする。

- 1・会長は本会を代表し、会則に基づいて会務を総括する。
- 2・副会長は会長の補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- 3・幹事は、会長の指示に従い会務を遂行する。
- 4・会計幹事は、庶務会計に関する業務を処理する。
- 5・監事は、本会の会計を監査する。

(選任・任期)

第13条 会長、副会長、監事は総会に於いて選任し、その他の役員は会長、副会長協議の上会員中より選出し、総会の承認を得るものとする。

第14条 役員任期は2ヵ年とし、重任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、役員会に諮り補員する。但し、任期は前任役員残任期間とする。

第15条 本会に常任顧問、顧問、参与等を置く。これらの職は、(株)豊環境開発幹部職員に委嘱する。

## 第4章 会 議

(総会・会議)

第16条 本会の会議は、総会並びに役員会とする。

第17条 総会は定時総会、臨時総会、の二種とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に会長はこれを招集し、臨時総会は役員会に於必要と認めるとき、適時会長が招集する。

第18条 総会は、予算並びに決算及び会則の変更、その他会務に関する特に重要な事項の承認あるいは決議をなす。

総会は、正会員総数の3分の2以上を以って成立する。

総会及び役員会の決議は、出席者の過半数の同意を以って行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第19条 総会の議長は、総会の出席会員の中から選出する。

第20条 役員会は会長が招集し、議長となり、次の事項を協議、決議する。

なお、定例役員会は年4回とし、会長が必要と認めたる時は随時、臨時役員会を招集する。

1・総会の決議した事項の執行に関する事項。

2・総会に付議すべき事項

3・入・退会に関する事項

役員会は、役員数の3分の2以上を以って成立する。

## 第5章 会 計

(会 費)

第21条 会員は、本会の運営費として下記の定める諸費用を拠出するものとする。

【入会金】30,000円(正会員のみ)

【会 費】1・年額24,000円(正会員のみ)とし、指定の納

入期限・方法により納入するものとする。

2・毎月請求額の0.3%とし、上限6,000円とする。なお10万円未満の場合は、会費不要とする。

3・既納会費は一切これを返金しないものとする。

第22条 本会の経費は、下記による。

- 1・会員拠出の会費
- 2・有志者よりの寄付金
- 3・(株)豊環境開発からの賛助費  
(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。

## 第6章 専門部

第24条 1・本会に専門部会として、技術研修部会、親睦部会、安全衛生部会の3部会を置く。

2・専門部会に委員長各1名、副委員長1名、委員、各若干名を置き、会長はこれを委嘱する。

## 第7章 附 則

第25条 本会運営上必要なる細則は、役員会の決議を経て会長がこれを定める。

第26条 本会は、必要に応じ事務員、若干名を置くことができる。

第27条 本則の改変は、総会の決議による。

第28条 本則は、平成26年9月1日より実施する。

## 弔慰金取扱規定

会員及びその関係者に関する弔慰金について下記の通り定める。

### 正会員

1・正会員の代表者が死亡したとき。

20,000円及び生花一對

2・正会員の代表者に継ぐ他の役員が死亡したとき。

10,000円及び生花一對

3・正会員代表者の実父母及び配偶者が死亡したとき。

10,000円及び生花一對

4・会員に属する従業員が(株)豊環境開発事業所で、業務上死亡したとき。

10,000円及び生花一對

協力会員（過去3年以内に安全会費を納めたもの）

1・安全会員の代表者が死亡したとき。

10,000円及び生花一對

2・安全会員の代表者に継ぐ他の役員が死亡したとき。

生花一對

3・安全会員代表者の実父母及び配偶者が死亡したとき。

生花一對

4・安全会員に属する従業員が(株)豊環境開発事業所で、業務上死亡したとき。

生花一對

5・その他必要とする場合は、会長専決にて贈ることができるが、必ず役員会の事後承認を得るものとする。